

食安輸発0825第2号

平成21年 8 月 2 5 日

駐日大韓民国大使館

農務官 李 在 玄 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部

監視安全課輸入食品安全対策室長

貴国産パプリカの取扱いについて

標記については、輸入時のモニタリング検査において、貴国産パプリカから基準値を超えるフロニカミドを複数検出したことから、貴国における対日輸出野菜類の安全性管理基準の実効性を検証する目的で、検査命令免除対象輸出業者（検査命令該当輸出業者を除く。）からの韓国産パプリカの輸入届出については、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30％に引き上げて対応していたところですが、現在までのモニタリング検査実績を踏まえ、通常のモニタリング検査体制とする旨、別添のとおり検疫所あて通知したので、お知らせします。

なお、引き続き、対日パプリカの対日輸出野菜類の安全性管理基準に基づき、生産農家及び輸出業者における残留農薬管理の徹底に努められるようお願いします。

食安輸発0825第1号
平成21年 8 月 25 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

韓国産パプリカの取扱いについて

標記については、平成21年4月20日付け食安輸発第0420002号により、平成21年3月30日付け事務連絡の別表9に記載された検査命令免除対象輸出業者（検査命令該当輸出業者を除く。）を対象として、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査を強化し実施しているところです。

今般、現在までのモニタリング検査実績を踏まえ、下記のとおり通常のモニタリング検査体制とすることとしたので、今後にあつては、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に示す平成21年度輸入食品等モニタリング計画に従い、検査を実施されるようお願いします。

記

1. 平成21年4月20日付け食安輸発第0420002号中の「また、韓国における対日輸出野菜類の安全性管理基準の実効性を検証する目的で、別表9に記載された検査命令免除対象輸出業者（検査命令該当輸出業者を除く。）からの韓国産パプリカの輸入届出については、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30％に引き上げて対応することとしたので、御了知の上、検査の実施方よろしく願いいたします。」を削る。
2. 平成21年4月24日付け事務連絡中の「なお、当該2社については、韓国における対日輸出野菜類の安全性管理基準の実効性を検証する目的で実施している、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査（30％）の対象となります。」を削る。